更生保護情報管理業務の業務・システム最適化計画

2006年(平成18年)3月31日 法務省情報化統括責任者(CIO)決定 2010年(平成22年)8月25日 法務省情報化推進会議改定 2011年(平成23年)8月26日 法務省情報化推進会議改定

第1 業務・システムの概要

更生保護行政は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けること等により、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとするものである。具体的には、これらの者に対する「仮釈放等」、「保護観察」、「生活環境の調整」、「更生緊急保護」及び「恩赦」並びに犯罪や非行を予防するための世論啓発、地域住民の活動の促進等を行う「犯罪予防活動の促進」、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の継続的な医療を確保し社会復帰を促進するための「医療観察」、「犯罪被害者等施策」等を担っている。

更生保護官署(地方更生保護委員会及び保護観察所)の主な業務としては、地方更生保護委員会においては、刑務所、少年院等に収容されている者について仮釈放又は仮退院を許すかどうかの判断等を行う「仮釈放等審理」がある。一方、保護観察所においては、家庭裁判所の決定又は地方裁判所等の判決により保護観察に付された者や仮釈放等の期間中の者に対し指導監督及び補導援護を行う「保護観察」、刑務所、少年院等に収容されている者について釈放後の住居、就業先等の調整を行う「生活環境の調整」、刑務所を出所したものの帰住先がない等の理由により改善更生することができないと認められる者等に対して応急的な保護を行う「更生緊急保護」、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する医療や援助を行う関係機関等の調整を行うなどしてその社会復帰を促進する「医療観察」及び犯罪被害者等に対する相談・支援等を行う「犯罪被害者等施策」がある。

これらの業務をコンピュータにより処理又は支援するための業務システム

を整備し、法務省保護局及び更生保護官署において運営・利用している。その使用主体は、地方更生保護委員会委員、保護観察官及び社会復帰調整官等であり、仮釈放等審理や保護観察処遇等の実施場面においてシステムが活用されている。

法務省保護局及び更生保護官署における業務システムは、現在、「仮釈放審理機能」(仮釈放等審理に係る業務支援及び対象者情報の管理)、「保護観察機能」(保護観察対象者の処遇情報等の管理及び処遇支援)、「生活環境調整機能」(刑務所等に収容中の者の帰住予定地の受入情報の管理及び処遇支援)から成る「事件管理システム」と、「事件管理システム」を利用するために各官署ごとに構築された庁内 LAN である「接続 LAN システム」により構成されている。これらは「更生保護情報トータルネットワークシステム」として整備されてきたが、技術革新によるデータベース・ネットワーク等の進化、更生保護官署の法務省情報ネットワーク(以下「法務省NW」という。)への参加を始めとする情報基盤の整備・強化及び最適化計画の進捗による業務・システムの最適化・合理化に伴い、法務省NWを基幹とした更生保護官署相互のネットワーク上に事件管理システム等の諸システムが構築されている形態に移行しつつあり、業務・システムの最適化によりシステム体系の整理を検討する必要がある。

近年、保護観察対象者等の重大再犯が続発したこと等により、保護観察対象者の再犯防止を求める国民世論が高まったこと等を受け、更生保護制度の機能強化を図るべく、新たに、更生保護の基本法である「更生保護法」が平成19年6月に成立し、平成20年6月から全面施行され、これにより、更生保護行政全般にわたる業務の見直しが実施されているところ、再犯防止をより一層強力に進めるため、社会内処遇を担当する更生保護官署と施設内処遇を担当する矯正施設の双方が、相互に連携して一貫した処遇を行う必要がある。

また、犯罪被害者等のための施策を推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を目的とした「犯罪被害者等基本法」が平成16年12月に成立し、これに基づき平成17年12月に「犯罪被害者等基本計画」が策定されたことを受け、更生保護官署においては、平成19年12月から犯罪被害者等施策の一環として仮釈放等審理における意見等聴取制度、保護観察における心情等伝達制度、犯罪被害者等通知制度等の運用を新たに開始したが、これらの制度が国民に認知されるに従い、取扱件数が増加していることから、施策を適

切に実施するためのサブシステムを、事件管理システムに新たに追加する必要に迫られている状況にある。

さらに、平成22年2月に法務大臣の諮問機関である法制審議会から答申 された「刑の一部の執行猶予制度」及び「社会貢献活動」の導入のための業 務態勢の確立及び従来から各保護観察所単位で個別に行われてきた保護司情 報管理業務の統一的な運用による合理化を進める必要がある。

第2 最適化の基本理念

更生保護行政では、前述のとおり、犯罪をした者及び非行のある少年の再犯等の防止及び改善更生、犯罪予防活動の促進、医療観察対象者の社会復帰及び犯罪被害者等施策を主要な業務とし、これらの業務の目的を達成するため、平成18年3月に策定された「更生保護情報管理業務の業務・システム最適化計画」に基づき、最適化を実施し、業務・システムの効率化・集約化を進めてきたところである。

しかしながら、業務を遂行する中で、「更生保護のあり方を考える有識者会議」による「更生保護制度改革の提言」を受けた更生保護法の制定・施行とそれらに伴う制度改革の実施及び犯罪被害者等施策の開始に加え、「刑の一部の執行猶予制度」等の導入を念頭に置いた業務態勢の確立など、更生保護行政を取り巻く環境は大きく変化しており、現行の業務・システムのままでは、これらの変化に対して柔軟に対応することが困難になりつつある。

そこで、改めて業務・システムの最適化を行う必要が生じたものであるが、今回、業務・システムの最適化を進めるに当たっては、「更生保護における施策の立案及び制度設計(Plan)」「各種施策及び制度の具体的な実施(Do)」「保護観察対象者等の現状把握・情報分析(Check)」「更生保護における施策の見直し(Act)」という更生保護行政全体の今後の展開に向けたPDCAサイクルを実現して、社会情勢や犯罪情勢の変化から生じる行政需要の増加への柔軟かつ迅速な対応と国家公務員の総数削減・行政機関のスリム化に伴う業務の見直しと統廃合、という二つの相反する要請を達成できる態勢を構築し、一層の業務の合理化・集約化を図ることを目的とする。

以上を踏まえ、本最適化計画の策定に関しては、国民生活の安全性確保、 国民に対する適切な便宜供与、個人情報の厳格な管理と保護、業務処理の効率化・合理化・集約化、最新の情報通信技術の活用及びシステムの利便性向上を最適化の基本理念とする。

第3 最適化の実施内容

1 更生保護情報管理業務の業務・システムについて、次に掲げる最適化の施 策を、国民からの要請や社会情勢及び犯罪情勢の変化を勘案しながら実施す る。

これにより、以下の効果を得ることが可能と見込まれる。

(1) 業務改善効果

下記の最適化施策を実施した場合, 更生保護関係の業務において, 平成25年度以降に年間延べ約15,033時間の業務改善効果を得ることが可能と見込まれる。

(2) 経費節減効果

最適化実施前システムと最適化実施後システムのシステム運用経費を比較した場合,平成25年度以降において年間約118,434千円の削減効果を得ることが可能と見込まれる。

なお、平成24年度においては、サーバ機器の集約に伴う開発構築経費や設置費等の初期費用を要するため、一時的に所要額が高額になるものの、平年度化した場合は従前と同様の構成でシステムを更新した場合より低廉になるものと見込まれる。

2 最適化施策

(1) 新規業務の最適化(医療観察業務)

平成21年度から事件管理システムのサブシステムとして医療観察システムの運用を開始し、医療観察における各種事件(生活環境の調査事件、生活環境の調整事件、精神保健観察事件)の立件終結事務や統計業務の合理化及び対象者情報の一元管理化を行った。これにより、平成24年度以降において、年間延べ約6、803時間の業務処理時間の縮減が見込まれる。

(2) システムの一元化・集中化

全国 8 か所の地方更生保護委員会ごとに設置した事件管理システム用データベースサーバを平成 1 8 年度に 1 か所に統合し、サーバの集約化と管理の一元化を行った。これにより、年間約 1 5 , 0 5 3 千円のシステム運

用経費の節減及び年間延べ約2,042時間の業務処理時間の縮減ができた。

(3) ネットワークの活用

法務省NWの活用により、平成20年12月にすべての保護観察所駐在官事務所と法務省NWとの接続が完了し、保護観察所駐在官事務所からの事件管理システム用データベースの利用が可能となった。これにより回線容量の拡大とデータの暗号化によるセキュリティの確保ができた。

(4) 関係機関とのデータ連携

平成18年3月に策定された「更生保護情報管理業務の業務・システム最適化計画」に基づき、他の行政機関及び司法機関とのデータ受渡し等の連携の方策について、法務省矯正局及び刑事局と調整・検討した結果、開発環境及びデータの持ち方が統一されていないことからなお詳細な検討が必要という結論に至ったが、更生保護官署と矯正施設とは取り扱うデータに共通するものが少なくないことから、更生保護官署と矯正施設とのデータ連携を進めることとした。

検討の結果,現在紙媒体により受渡しが行われている情報に加え,処遇効果検証に関する情報を付加したものを,電子データにより矯正施設と更生保護官署との間で相互に受け渡すシステムを構築し,平成24年度から運用を開始する。その後,3年間分程度のデータを蓄積して各種処遇プログラムの有効性や再犯防止状況等についての効果検証を行う。また,効果検証の精度を高めるため,データの蓄積方法や評価方法等の見直しについて検討する。

これにより、矯正施設と更生保護官署との電子データによる情報の受渡 しが実現し、データの入力業務の合理化が図られ、平成24年度以降にお いて、年間延べ約2、153時間の業務処理時間の縮減が見込まれる。

また、処遇効果検証に関して、本来であれば新たに年間延べ約2、889時間の業務処理時間が必要であるところ、システム化により矯正施設被収容者の施設内処遇に係るデータの蓄積が可能となることにより、年間延べ約411時間の業務処理時間の増加に抑えることが可能となると見込まれる。

(5) 府省共通業務・システムの導入体制の整備

法務省NWと接続LANシステムの活用により、平成19年度において必要なネットワーク環境等を整備し、平成21年度において更生保護官署のクライアント端末から府省共通業務・システムである「官庁会計システム(ADAMSII)」の利用を可能とした。

また、法務省においては、平成23年度以降の早期に「人事・給与関係業務情報システム」の導入を予定しているが、当該システムの導入に当たっては、現状では閉域ネットワークを前提として構築されている更生保護トータルネットワークシステムが、今後は、法務省の他の機関及び府省等と接続する「霞ヶ関WAN(将来における政府共通ネットワーク)」等のネットワーク環境に接続することを念頭に置き、事件管理システム及び接続LANシステムの機器、ソフトウエアの更新の際には、システムの安全性を損なわずに開かれたネットワークの活用ができるようにする。

さらに、更生保護官署においては、事件管理システム等において取り扱う個人情報の漏えい防止の観点から、外部接続は一部の端末のみにおいて実施していたものであるが、府省共通業務・システムを各端末から利用するシステムを導入することを機に、保護観察官等がインターネットを通してより効率良く保護司や民間団体等との連携を行えるよう、原則として全端末を外部接続可能とすることとし、保護観察官等が使用しているコンピュータからインターネット等に接続する際、使用するクライアントの端末から、誤って保護観察対象者等の個人情報が送信されることがないよう、セキュリティソフトウェアの全端末への導入等の情報セキュリティ対策を継続的に運用維持することが必須となるが、接続LANシステムは端末の管理を各官署ごとに行っており、セキュリティ対策の維持管理が煩雑であることから、平成24年度から5カ年計画でセキュリティ対策等の一元管理を実現する新技術(シンクライアント方式)を取り入れた「更生保護WANシステム(KーWAN)」として構成変更する。

(6) システムの安全性・信頼性とセキュリティの確保

事件管理システム等で扱う情報は、秘匿性の高いものであることから、 平成19年度において「証跡管理機能」を付加してセキュリティを確保し、 個人情報の保護機能を強化した。これに伴い、新たな業務として123時間の業務処理時間を要した。

また、平成18年度から全国のデータを集約管理することになったこと に伴い、システムダウンによる業務停止時間を最小限とするため、バック アップシステムの構成を検討した。その結果、費用対効果を考慮して、当面は予備サーバを設置せず、システムがダウンした場合の復旧に必要な最小限のデータのバックアップを平成18年度から取ることとした。

さらに、システムの安全性・可用性を保ち、重要な情報の滅失を防止し、業務の円滑な遂行を確保するため、予備サーバを業務サーバから離れた地域に設置すること等によるバックアップシステムの構築についての検討を平成23年度までに行い、システムの冗長化を図るものとする。

(7) 犯罪被害者等施策の最適化

更生保護官署においては、平成19年12月から犯罪被害者等施策の運用を新たに開始したが、施策が国民に認知されるに従い、平成21年においては、意見等聴取279件、心情等伝達83件、犯罪被害者等通知4、785件、相談・支援1、176件の合計6、323件(前年比2、343件の増加)の取扱いがあり、取扱件数が増加傾向にあることから、当該施策をより適切かつ統一的に実施するため、現在各庁で帳簿処理等により個別処理している犯罪被害者等施策に係る事務処理を新たに事件管理システムに追加し、平成24年度から運用を開始する。

これにより、平成24年度以降において年間延べ約2,545時間の業 務処理時間の縮減が見込まれる。

(8) 刑の一部の執行猶予制度等への対応

「刑の一部の執行猶予制度」及び「社会貢献活動」については、立法時期は未定であるが、両制度の実施態勢を早急に整備する必要があり、現行の事件管理システムはこれら新制度に未対応であることから、平成24年度までに、システムの改修や機能追加について検討を行い、その費用対効果等を明らかにした上で、必要に応じてシステム改修等を行うこととする。

(9) 保護司管理事務の標準化・合理化

管理部門における事務のより一層の標準化・合理化に資するため、現在各保護観察所において市販のアプリケーションソフト等により個別に実施している保護司の委解嘱業務及び表彰業務等について、事件管理システムと連携する保護司情報管理サブシステムを追加し、平成25年度から運用を開始する。これにより、平成25年度以降において延べ1、613時間の業務処理時間の縮減が見込まれる。

(10) 最適な技術の選択

医療観察システムの導入、システムの一元化・集中化及びネットワーク の活用(サーバの統合)等に関しては、費用対効果、技術面等を検討の上、 最適なものを選択して実施してきた。

システムの各種機能を実現する技術においては、なお引き続き、市場性や価格等の点で優れた、普及度の高いオープンな技術の適用に留意しつつ、国際的な標準技術の動向等も踏まえ、最適なものを選択していく。

第4 最適化工程表

| 最適化事項 | 2006年度 | 2007年度 | 2008年度 | 2009年度 | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 |
|----------------------|----------------|--------------------------|----------|----------|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | (平成18年度) | (平成19年度) | (平成20年度) | (平成21年度) | (平成22年度) | (平成23年度) | (平成24年度) | (平成25年度) | (平成26年度) | (平成27年度) |
| サーバ統合完了 | 北海道管内サーバ統合作業 | | | | | | | | | |
| 医療観察サブシス テム整備 | 医療観察業務 内容検討 | 医療観察システ | ム開発 | 医療観察シス | テム導入・運用・保 | 守 | | | | |
| サーバ機器更新 | | サーバ機器更新 | | | | | サーバ機器更新 | | | |
| 府省共通システム 導入体制整備 | セキュリティ | ネットワーク セキュリティ 対策実施 | | | 導入環境検討 | | 導入環境構築 | | | |
| セキュリティ対策 | | システムセ キュリティ対 策実施 | | | セキュリテ策強化検討 | | セキュリティ対 | 策実施 | | |
| バックアップシス テムの構築 | | | | バックアップ | システム構築検討 | | | | | |
| 関係機関とのデー タ連携・処遇効果 | | | | | 対象データ検討及 テム開発 | び調整・シス | システム導入・ | 運用・保守 | | |
| 検証 | | | | | | | 処遇効果検証う | データ蓄積 | | |
| 犯罪被害者等施策 | | | | | | システム開発 | システム導入・ | 運用・保守 | | |
| 刑の一部の執行猶 予制度等 | | | | | 業務内容植 | 針 | | システム開発 | システム導入・ | 運用・保守 |
| 保護司管理事務の 標準化・合理化 | | | | | | | システム開発 | システム導入・ | 運用・保守 | |

※ 工程表において点線で囲まれた事項は、検討結果を踏まえた上で、必要に応じて実施するものである。

第5 現行体系及び将来体系 別添のとおり。